

# ご遺族の方へ 手続きのご案内

このたびのご親族のご不幸に際し、謹んでお悔み申し上げます。  
身近な人が亡くなられた後の手続きについては、お亡くなりになられた方によって手続きが異なります。

この冊子では、市役所で行っていただく主な手続きについて説明していますので、どうぞご利用ください。

ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

《全国自治体おくやみ手続きナビ》  
簡単な質問に答えるだけで50種類以上ある  
手続き情報の中から必要な手続きだけを  
抽出してご案内ができます。



<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/32202>

## 浜田市



## 目次

総合窓口課にお持ちいただくもの ..... p.1

### 市役所で行う手続き

世帯主の変更・印鑑登録証・住基カード・マイナンバーカード・通知カード等・パスポート	p.3~4
国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金	p.5~6
企業年金・恩給・国民健康保険・後期高齢者医療保険	p.7~8
介護・高齢者・障がい者・福祉医療	p.9~10
軽自動車税・市県民税・固定資産税・納税（収納）に関すること	p.11~12
空き家・水道・下水道・市営住宅	p.13~14
児童（扶養）手当・子ども医療費助成・保育所（園）・幼稚園	p.15~16
放課後児童クラブ・就学援助認定者・農地・森林・防災行政無線個別受信機	p.17~18
浜田市霊園・犬・ごみの直接搬入	p.19~20

### その他各種制度のご案内

児童扶養手当・福祉医療（ひとり親）・就学援助・経済的に生活がお困りの方・  
浜田市への寄付・社会福祉協議会への寄付 ..... p.21~22



## 市役所以外で行う手続き

生命保険等・損害保険等・預貯金口座・クレジットカード	p.23~24
株式等・国債(戦没者弔慰金)・普通自動車税・軽四輪及び二輪(125cc以上)・国税関係など	p.25~26
遺言書・相続放棄・固定電話(NTT西日本など)・携帯電話・インターネット	p.27~28
NHK受信料・電気・ガス・新聞・運転免許証・県営住宅	p.29~30
浄化槽・石見ケーブルテレビ・図書館利用者カード・その他契約	p.31~32

## 証明書、戸籍謄本等を取得される方へ

住民票の写し・戸籍謄抄本・戸籍の附票など	p.33~38
請求書 記入例(窓口用)	p.40
委任状 記入例(浜田市長あて)(日本年金機構あて)	p.41~43

相続登記に必要な書類について	p.44
相続税についてのお知らせ・税務署の電話番号等一覧	p.45~46
くらしのサービスガイド(各種相談窓口)	p.47
浜田市役所 庁舎配置図 及び 浜田年金事務所のご案内	p.48



## 総合窓口課（各支所市民福祉課）にお持ちいただくもの

詳細については、次ページからをご参照ください。

### ご遺族のもの

<input type="checkbox"/>	来庁者情報等記入票（水色の用紙）※記入のうえ、ご来庁ください。
<input type="checkbox"/>	お越しいただく方の本人確認書類 写真付きのものであれば1点 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など 写真付きのものがない場合は2点 資格確認書（健康保険）、年金手帳など
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳またはキャッシュカード（相続人代表者及び喪主の方のもの）
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方名義の預貯金通帳から、各種税、利用料を口座引き落としされていた場合は、新たに変更する引落口座の預貯金通帳と銀行印 （口座振替の手続きは取引をする銀行で行う必要がありますが、用紙の書き方を事前に説明させていただきます）
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）（各種相続の手続きで印鑑登録証明書が必要な方）
<input type="checkbox"/>	印鑑（※手続きによって必要です） ※スタンプ印以外の認印

### 亡くなられた方のもの

（見当たらない場合など、お持ちいただけなくても状況に合わせてご案内します）

<input type="checkbox"/>	国民年金手帳または国民年金証書〔振込通知書（ハガキ）など年金番号のわかるものでも可〕
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、住民基本台帳カード、印鑑登録証（いずれも返納を希望される場合）
<input type="checkbox"/>	国民健康保険の各種証、後期高齢者医療の各種証など ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の各種証
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証 （お持ちの方は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証、福祉医療費医療証（資格証）
<input type="checkbox"/>	その他、市役所から交付された証書類

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書〔公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの）〕をお持ちください。

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

市役所で行う手続き

世帯主の変更

問い合わせ先

本庁 総合窓口課 (1階) 電話 25-9401  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	世帯主が亡くなられた方	世帯主変更	<p>・来庁者の本人確認書類</p> <p>世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯主が世帯主となります。新しい世帯主について、職員から確認させていただきます。</p>

印鑑登録証

問い合わせ先

本庁 総合窓口課 (1階) 電話 25-9401  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	印鑑登録をされていた方	返納または廃棄	<p>・印鑑登録証 (カード)</p> <p>お亡くなりと同時に抹消のため、印鑑登録証明書は発行できません。個人情報が入ったカードではありませんので、自宅で廃棄されても構いません。</p>

住基カード

問い合わせ先

本庁 総合窓口課 (1階) 電話 25-9400  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	住民基本台帳カードをお持ちだった方	返納 (希望者のみ)	<p>・住民基本台帳カード</p> <p>お亡くなりと同時に使用できなくなります。</p>

マイナンバーカード

問い合わせ先

本庁 総合窓口課 (1階) 電話 25-9400  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	マイナンバーカードをお持ちだった方	返納不要	<p>お亡くなりと同時に使用できなくなります。</p> <p>死亡にともなう各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。</p>

## 通知カード・個人番号通知書 問い合わせ先

本庁 総合窓口課 (1階) 電話 25-9400  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	個人番号通知カード、個人番号通知書をお持ちだった方	返納不要	死亡にともなう各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。

## パスポート 問い合わせ先

本庁 総合窓口課 (1階) 電話 25-9400  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	パスポートをお持ちだった方	返納 (希望者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効中のパスポート</li> <li>死亡が確認できる書類等</li> <li>来庁者の本人確認書類</li> </ul>

例：■ 手続き済  
4/3 手続き完了日

注意：手続き内容によっては、委任状が必要な場合もありますので、43ページの「委任状に関するご案内」を参考にクリヤーポケットに綴じてある委任状をお使いください。

## 国民年金

問い合わせ先

本庁 保険年金課 医療年金係  
(1階6番窓口) 電話 25-9411  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	国民年金 厚生年金を 受給していた方	死亡届	・亡くなられた方の年金証書
<input type="checkbox"/>	国民年金を 受給していた方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	・亡くなられた方の年金証書 ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) ・請求者となる方のマイナンバーがわかるもの ※その他戸籍謄本等必要な書類については、 来庁時にご説明します。
<input type="checkbox"/>	国民年金に 加入していた方	死亡届	・亡くなられた方の年金手帳
<input type="checkbox"/>		遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	・亡くなられた方の年金手帳 ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) ・請求者となる方のマイナンバーがわかるもの ※その他戸籍謄本等必要な書類については、 来庁時にご説明します。

## 厚生年金

問い合わせ先

浜田年金事務所 電話 22-0670  
予約専用電話 0570-05-4890

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	厚生年金を 受給していた方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	・亡くなられた方の年金証書 ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) ・請求者となる方のマイナンバーがわかるもの ※その他戸籍謄本等必要な書類については、 来庁時にご説明します。 ※ご相談・お手続きの際は、必ず予約のうえ 来訪してください。

## 共済年金

問い合わせ先

各共済組合

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	共済年金を受給していた方	各共済組合へ直接お問い合わせください。	

## 農業者年金

問い合わせ先

本庁 農業委員会事務局（4階）  
電話 25-9820

※手続は、JAしまね いわみ中央地区本部 各支店

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた方	死亡届 未支給年金請求	<p>※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、上記へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の年金証書</li> <li>・亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等</li> <li>・請求者となる方の振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード）</li> <li>・請求者となる方の印鑑</li> </ul>

## 企業年金

問い合わせ先

各企業年金基金等 または  
企業年金連合会（年金相談室）  
電話 0570-02-2666

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	企業年金を受給していた方	各企業年金基金等または企業年金連合会へ直接お問い合わせください。	

## 恩給

問い合わせ先

総務省恩給相談室  
電話 03-5273-1400

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	恩給を受給していた方	総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください。	

## 国民健康保険

問い合わせ先

本庁 保険年金課（1階6番窓口）  
電話 25-9410  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた方 または 国民健康保険に加入している方の世帯主の方	資格喪失 各種証返還 葬祭費支給申請 送付先申請 (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更 国民健康保険料の精算 相続人代表届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険に加入していた方の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の各種証</li> <li>・喪主の方の振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード）</li> <li>・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード）</li> </ul> </li> <li>●国民健康保険に加入している方の世帯主の方の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・その世帯の加入者の各種証</li> <li>・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード）</li> </ul> </li> </ul>

# 後期高齢者医療保険

問い合わせ先

本庁 保険年金課 (1階6番窓口)  
 電話 25-9412  
 各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療 保険に加入して いた方 (75歳以上だった方)	各種証返還 葬祭費支給申請 保険に関する 相続人代表届 高額療養費等の 振込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の各種証</li> <li>・喪主の方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード)</li> <li>・相続人代表となる方の印鑑</li> <li>・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード)</li> </ul>

『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表する方です。  
 所有権や相続割合等を決めるものではありません。

※社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

## 介護

問い合わせ先

本庁 健康医療対策課 高齢者福祉係  
(1階 9番窓口) 電話 25-9320  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	65歳以上の方 または介護認定 を受けていた方	介護保険被保険 者証等の返還  介護保険資格 喪失届  介護認定申請 取下げ書届出 (該当の方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の介護保険被保険者証 (水色)</li> <li>・亡くなられた方の介護保険負担割合証 (黄) (該当の方)</li> <li>・亡くなられた方の負担限度額認定証 (藤色) (該当の方)</li> <li>・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード)</li> </ul>

## 高齢者

問い合わせ先

本庁 健康医療対策課 高齢者福祉係  
(1階 9番窓口) 電話 25-9320  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	緊急通報装置の 貸与があった方	緊急通報装置の 撤去・返還	上記へ連絡し、手続きを行ってください。
<input type="checkbox"/>	配食サービスの 利用があった方	配食サービスの 休止または解除	
<input type="checkbox"/>	紙オムツ等の給付 を受けていた方	紙オムツ給付の 停止	

## 障がい者

問い合わせ先

地域福祉課 障がい福祉係  
(東分庁舎1階) 電話 25-9322  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	手帳返還届	・亡くなられた方の手帳
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給していた方	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未支払い手当がある場合</li> <li>・亡くなられた方の配偶者または扶養義務者は未支払い手当を請求できます。(未支払請求書、口座振替支払申込書)</li> <li>・亡くなられた方の配偶者または扶養義務者の印鑑(来庁されない場合)</li> <li>・請求される方の振込先口座がわかるもの(預貯金通帳またはキャッシュカード)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた方	死亡届兼未支払手当請求書または受給者変更の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・未支払い手当がある場合は、対象児童の振込先口座がわかるもの(預貯金通帳またはキャッシュカード)</li> <li>・受給者変更の場合は、上記問い合わせ先までご相談ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当支給対象児童の方	資格喪失届または額改定届(減額)	・特別児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった方	受給者証返還届	・亡くなられた方の自立支援医療受給者証(精神通院)

## 福祉医療

問い合わせ先

本庁 保険年金課 医療年金係  
(1階6番窓口) 電話 25-9411  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	福祉医療費助成を受給していた方	医療証(資格証)の返還	・福祉医療費医療証(資格証)

## 軽自動車税

問い合わせ先

本庁 税務課 (2階 15番窓口)  
電話 25-9230  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車等 (浜田市ナンバー) の車両を所有して いた方	名義変更 または廃車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート (廃車の場合や名義変更時に浜田市ナンバーを変更したいとき)</li> <li>・車体番号がわかるもの (自賠責証書等)</li> </ul> <p>※毎年4月1日現在の所有者 (使用者) に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。</p>

## 市県民税

問い合わせ先

本庁 税務課 (2階 15番窓口)  
電話 25-9231  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税 されていた方	残りの個人住民税の 有無の確認 納付方法等につ いてのご案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類 (戸籍謄本等)</li> </ul>

## 固定資産税

問い合わせ先

本庁 資産税課 (2階 16番窓口)  
電話 25-9233  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちだった方	相続人代表者指定・変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税に関する書類を受け取っていただく相続人の代表者を指定（変更）していただけます。（相続人が複数人の場合、手続きの説明をさせていただきます）</li> <li>同一世帯以外の相続人の方がお越しいた場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有代表者の変更の届出をしていただけます。（手続きの説明までとなる場合があります）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	未登記家屋をお持ちだった方	未登記家屋の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有権の移転を希望される方は、「未登記家屋所有者変更届」にて届出をしていただけます。</li> <li>添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。</li> <li>新名義人となる方の実印、印鑑登録証明書（写可）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	納税管理人になっていた方	納税管理人の変更・廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税管理人の変更・廃止の届出をしていただけます。</li> </ul>

## 納税（収納）に関すること

問い合わせ先

本庁 税務課 収納係 (2階 17番窓口)  
電話 25-9240  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	納税していた方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の廃止等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の納税通知書や領収書</li> <li>同一世帯以外の相続人の方がお越しいた場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）</li> <li>●口座振替の登録、変更手続きをされる場合は、取扱金融機関へ直接お申し込みください。</li> <li>新たに申込される方の預貯金通帳、通帳届出印</li> </ul>

『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表する方です。  
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

## 空き家

問い合わせ先

本庁 定住関係人口推進課（4階）  
電話 25-9511  
各支所 防災自治課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	家の所有者が亡くなり、空き家を有効活用したい方	空き家バンクへの登録	空き家の所在地を確認の上、ご相談ください。

## 水道

問い合わせ先

本庁 水道管理課（西分庁舎3階）  
電話 25-9903  
各支所 産業建設課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	水道・下水道を利用していた方	使用名義の変更 支払方法の変更 水道の使用中止 給水装置所有者の変更	給水装置所有者の変更を代理人が手続きされる場合 ・新たに所有者となる方の印鑑

## 下水道

問い合わせ先

本庁 水道管理課（西分庁舎3階）  
電話 25-9903  
各支所 産業建設課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	下水道に接続されており、地下水（井戸）等を使用している世帯	使用人数の変更	・使用人数（お名前）等を上記へご連絡ください。 ※今後も利用状況に変更が生じた場合は、速やかに上記へご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金及び分担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更 納付管理人の登録	受益者変更を代理人が手続きされる場合 ・新たに受益者となる方の印鑑 納付管理人の登録を代理人が手続きされる場合 ・新たに納付管理人となる方の印鑑

# 市営住宅

問い合わせ先

建築住宅課（北分庁舎 3 階）  
電話 25-9630

※書類の提出等は、各住宅管理業務委託先窓口となります。

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	入居名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望される同居親族	入居承継承認申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた入居名義人の住民票の写し（除票）引き続き入居される場合は承継条件を満たす必要があります。</li> <li>※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/> /	入居名義人が亡くなり、市営住宅を退去される方	住宅返還届退去検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>退去の際は、家財等の撤去・清掃等原状回復を行った上で、退去検査を受ける必要があります。</li> <li>※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/> /	同居親族が亡くなられた入居名義人	同居者異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の住民票の写し（除票）同居親族が亡くなられたことに伴い、家賃が変動する可能性があります。</li> <li>※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。</li> </ul>

# 児童（扶養）手当

問い合わせ先

本庁 子ども・子育て支援課  
 子ども政策係  
 (1階 11番窓口) 電話 25-9331  
 各支所 市民福祉課 健康福祉係

チェック 欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	児童手当支給対象 児童の方	受給事由消滅 減額改定	
<input type="checkbox"/> /	児童手当を受給し ていた方	未支払請求 認定請求	事前に上記へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> /	児童扶養手当支給 対象児童の方	資格喪失 額改定（減額）	・児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> /	児童扶養手当を受 給していた方	死亡届兼未支払 手当請求 新規認定請求	事前に上記へお問い合わせください。

## 子ども医療費助成

問い合わせ先

本庁 保険年金課 医療年金係  
(1階 6番窓口) 電話 25-9411  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成を受給していた児童の方	受給資格証の返還	・子ども医療費受給資格証
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成を受給していた資格者（保護者）の方	資格者の変更	・子ども医療費受給資格証

## 保育所（園）・幼稚園

問い合わせ先

本庁 子ども・子育て支援課 保育所幼稚園係  
(1階 12番窓口) 電話 25-9330  
各支所 市民福祉課 健康福祉係  
※公立幼稚園については在園中の幼稚園

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	認可保育所（園）・認定こども園を利用していた児童の方	退所手続き など	・世帯員の方についても変更手続きが必要となります。
<input type="checkbox"/>	認可保育所（園）・認定こども園・幼稚園を利用していた児童の保護者の方または世帯員	児童台帳の記載変更 退所（園）手続き など	

## 放課後児童クラブ

問い合わせ先

本庁 子ども・子育て支援課 子ども政策係  
(1階 12番窓口) 電話 25-9331  
各支所 市民福祉課 健康福祉係

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ を利用していた 児童の方	退会手続き	上記へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ を利用していた 児童の父または母	児童台帳の 記載変更 など	

## 就学援助認定者

問い合わせ先

学校教育課 (北分庁舎1階)  
教育委員会事務局 電話 25-9711

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	就学援助の認定を 受けている方	就学援助変更申請	事前に上記へお問い合わせください。

## 農地

問い合わせ先

本庁 農業委員会事務局 (4階)  
電話 25-9820

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	農地を相続された 方	相続後の届出	・登記完了証 (写)

# 森 林

問い合わせ先

本庁 農林振興課 林業畜産係 (4階)  
電話 25-9510

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	森林を相続された方	森林の土地の所有者届	所有者変更の手続きが必要です。 上記へお問い合わせください。

# 防災行政無線個別受信機

問い合わせ先

本庁 防災安全課 (3階) 25-9122  
42-1234 (金城)  
各支所 防災自治課 45-1433 (旭)  
48-2111 (弥栄)  
32-2801 (三隅)

チェック欄	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	防災行政無線個別受信機を亡くなられた方の名義で使用されていた場合	名義変更届 使用休止届 設置解除届 貸出受信機の返却	・貸出受信機 (今後使用されない場合または 休止される場合) ※解除されると、再度設置される時に 分担金が必要となります。

## 浜田市霊園

問い合わせ先

環境課 暮らしと環境係  
(東分庁舎 2 階) 電話 25-9420

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	浜田市霊園 (竹迫・笠柄・三隅) を使用していた方	墓所使用権 承継申請	上記へお問い合わせください。

## 犬

問い合わせ先

環境課 暮らしと環境係  
(東分庁舎 2 階) 電話 25-9420

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	犬を所有していた方	所有者の変更	上記へお問い合わせください。

## 燃やせるごみ、 燃やせる粗大ごみ

問い合わせ先

エコクリーンセンター  
平日：9 時～16 時 30 分  
江津市波子町口 321-1  
電話 0855-53-5081

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理 (持込) をされる方	処理場へ 直接搬入	一般家庭 10 kgあたり 50 円 (税込) 事業所 10 kgあたり 100 円 (税込)

燃やせないごみ、古紙  
燃やせない粗大ごみ

問い合わせ先

浜田市不燃ごみ処理場  
平日：9時～16時30分  
浜田市生湯町 935  
電話 0855-28-3147

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	処理場へ直接搬入	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ 一般家庭 10 kgあたり 50 円（税込） 事業所 10 kgあたり 152 円（税込） 古紙：無料（一般家庭、事業所） 敷地内の古紙倉庫に搬入してください。

ペットボトル本体、  
かん、びん

問い合わせ先

石央リサイクルセンター  
平日：9時～16時30分  
浜田市生湯町 1909-31  
電話 0855-23-1808

チェック欄	対象者	主な手続き	説明
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	処理場へ直接搬入	ペットボトル本体、かん、びん：無料 ただし、一般家庭、事業所ともにプラスチック容器包装（食品トレイなど）やペットボトルのラベル、キャップについては指定袋で搬入してください。

【その他 各種制度のご案内】

児童扶養手当

問い合わせ先

本庁 子ども・子育て支援課 子ども政策係  
(1階 11番窓口) 電話 25-9331  
各支所 市民福祉課 健康福祉係

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している方	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。ただし、状況により案内が異なりますので、事前に上記へお問い合わせください。

福祉医療（ひとり親）

問い合わせ先

本庁 保険年金課 医療年金係  
(1階 6番窓口) 電話 25-9411  
各支所 市民福祉課

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	18歳未満または高校第3学年修了までの子(20歳未満)がいる方	ひとり親家庭等に対して医療費の助成が受けられる場合がありますので、上記へお問い合わせください。

就学援助

問い合わせ先

学校教育課(北分庁舎1階)  
教育委員会事務局 電話 25-9711

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/> /	公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。  申請書の提出先は、就学先の学校になります。制度については、学校または上記へご相談ください。

## 経済的に生活にお困りの方

問い合わせ先

地域福祉課  
 (東分庁舎1階) 電話 25-9301  
 浜田市社会福祉協議会  
 あんしん生活相談窓口 電話 25-1755  
 (浜田市総合福祉センター内)

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/>	経済的に生活にお困りの方	上記へご相談ください。

### 【香典返しとして寄付をお考えの方】

## 浜田市への寄付

問い合わせ先

地域福祉課 (東分庁舎1階)  
 電話 25-9300

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/>	浜田市への寄付をお考えの方	死亡後の手続きの際、総合窓口課または各支所市民福祉課の職員にご相談ください。

## 社会福祉協議会への寄付

問い合わせ先

浜田市社会福祉協議会  
 (浜田市総合福祉センター内)  
 電話 22-0094

チェック欄	対象者	説明
<input type="checkbox"/>	社会福祉協議会への寄付をお考えの方	死亡後の手続きの際、総合窓口課の職員または直接浜田市社会福祉協議会へご相談ください。

【市役所以外で行う手続き】

生命保険等

手続き先

加入していた生命保険会社  
または代理店

チェック 欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	死亡保険金の請求 入院給付金の請求など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書 ・保険証券 ・受取人様の本人確認資料・印鑑</li> <li>・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本</li> <li>・相続人との関係がわかる戸籍謄本 ・死亡診断書 など</li> <li>※保険会社・契約内容（契約金額、契約者と受取人の関係など）によって必要書類は異なります。加入している生命保険会社にご確認ください。</li> <li>※ご家族の生命保険契約で、亡くなられた方の保障がされている場合もありますので、保険内容をご確認ください。</li> <li>※ご連絡をされる際に、以下の点の聞き取りがあります。 確認の上、ご連絡されるとお手続きが進みやすいです。</li> <li>・証券記号番号（ご契約が複数ある場合は全件）</li> <li>・亡くなられた方（被保険者）の名前、死亡日、死亡原因</li> <li>・死亡給付（保険）金受取人の名前（被保険者との続柄と連絡先）</li> <li>・申出者の名前（被保険者との続柄と連絡先）</li> <li>・保険証券の有無</li> </ul>

損害保険等

手続き先

加入していた損害保険会社  
または代理店

チェック 欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本</li> <li>・相続人との関係がわかる戸籍謄本 など</li> <li>※保険会社・契約内容によって必要書類は異なります。加入している損害保険会社にご確認ください。</li> </ul>

## 預貯金口座

手続き先 各金融機関等

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	口座解凍手続き 定期預金解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本・相続人の戸籍謄本</li> <li>相続人の印鑑登録証明書</li> <li>遺言書や遺産分割協議書（該当があれば）など</li> </ul> <p>※金融機関・取引状況（預金残高など）によって必要書類は異なりますので、取引のある金融機関にご確認ください。</p> <p>※金融機関によっては、共済や出資金の相続手続きがあわせて必要になる場合もあります。</p>

## クレジットカード

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方との関係（つながり）がわかる戸籍謄本</li> <li>亡くなられたことがわかる書類（除籍謄本、死亡診断書）など</li> </ul> <p>※年会費が発生しているカード等もありますので、各契約会社に連絡し、速やかに手続きを行ってください。</p> <p>※クレジットカードの裏面に問い合わせ電話番号が載っている会社もあります。</p> <p>※預金口座開設の際に、キャッシュカード機能と兼ね備えたクレジットカードを作っているケースもあります。（JCBやVISAマークなどがついているもの）</p> <p>※ガソリンスタンドのカードやデパートの会員カード、スーパーなどのポイントカードに合わせてクレジット機能がついている場合もあります。（ENEOS、JR西日本、イオンなど）</p>

### 注意

○手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍謄本等、住民票など）があるため、各契約会社等にお問い合わせをいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。

○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合があります。各契約会社等にご確認ください

## 株式等

手続き先 証券会社等

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本</li> <li>・相続人の戸籍謄本</li> <li>・相続人の印鑑証明書 など</li> </ul> <p>※証券会社等によって必要書類は異なります。                      ※保有している株式も相続税の対象となりますので、取引のある証券会社にお早めにご確認ください。</p>

## 国債（戦没者弔慰金）

手続き先 償還金支払場所 または  
証券保管証書に記載の郵便局

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	記名変更 償還金受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債（または証券保管証書）・印鑑</li> <li>・記名者の死亡を証明できる戸籍謄本</li> <li>・記名者と相続人との関係が証明できる戸籍謄本</li> </ul>

## 普通自動車税

手続き先 西部県民センター 収納管理課  
(浜田合同庁舎 片庭町 254 番地)  
電話 29-5522

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	自動車税の納付 相談	上記へお問い合わせください。

## 普通自動車

手続き先

中国運輸局 島根運輸支局  
(松江市馬潟町 43-3)  
電話 050-5540-2071

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 廃車	普通自動車の名義変更等については、販売店または上記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

## 軽四輪及び二輪 (125 cc以上)

手続き先

### 【軽四輪】

軽自動車検査協会島根事務所  
(松江市馬潟町 68-1)  
電話 050-3816-3083

### 【二輪】

中国運輸局 島根運輸支局  
(松江市馬潟町 43-3)  
電話 050-5540-2071

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更 廃車	販売店または上記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

## 国税関係

手続き先

浜田税務署  
(殿町 1177 番地) 代表 22-0360

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	申告には期限がありますので、上記へお問い合わせください。 47～48 ページを参考にしてください。

## 不動産登記関係

手続き先

松江地方法務局 浜田支局  
(田町 116 番地 1) 代表 22-0959

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	土地・家屋 移転登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 など 46 ページを参考にしてください。

## 遺言書

手続き先

松江家庭裁判所 浜田支部  
(殿町 980 番地) 代表 22-0678

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	検認・開封	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本、印鑑</li> <li>・遺言者の除籍謄本</li> </ul> ※申立先は、亡くなられた方の住所地の家庭裁判所 ※申立人が亡くなられた方の配偶者及び子以外の場合には、その他の戸籍も必要となりますので、上記へお問い合わせください。

## 相続放棄

手続き先

松江家庭裁判所 浜田支部  
(殿町 980 番地) 代表 22-0678

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	相続放棄の申立	※相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人（亡くなられた方）の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要がありますので、上記へお問い合わせください。 ※相続放棄には2種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続放棄</li> <li>・限定承認</li> </ul> (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です)

## 固定電話 (NTT 西日本)

手続き先

局番なし 116  
携帯からは 0800-2000-116

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	契約承継 解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本</li> <li>・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本</li> <li>・相続人の印鑑</li> </ul> ※承継される場合は、相続人の印鑑登録証明書や本人確認資料を求められる場合もあります。直接上記へお問い合わせください。

## 固定電話（NTT 西日本以外）

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	直接各契約会社へ連絡し、手続きを行ってください。

## 携帯電話

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更（承継） 解約 家族プランの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話機本体、内蔵のカード</li> <li>・ 来店者の印鑑（スタンプ印以外）</li> <li>・ 来店者の本人確認資料</li> <li>・ 契約者が亡くなられたことが確認できる書類 例 戸籍謄（抄）本、除籍謄（抄）本、住民票の写し（除票）、新聞のおくやみ欄、会葬御礼の挨拶状 など</li> </ul> <p>※契約会社によって、必要となるものが異なりますので、各契約会社へ直接お問い合わせください。</p> <p>※会社名義の携帯電話がある場合も必要となるものが異なりますので、各契約会社へ直接お問い合わせください。</p>

## インターネット

手続き先 各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	利用明細書、請求書、契約書などで確認後、契約をしている回線会社やプロバイダーへ直接連絡し、手続きを行ってください。

## NHK受信料

手続き先 NHK松江放送局（松江市）  
電話 0852-32-0702 または 0852-32-0700（代表）

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	<p>上記へ直接お問い合わせいただき、手続きを行ってください。</p> <p>※解約等の手続きをされない限り、受信料が発生しますので、上記へお早めにご連絡ください。</p>

## 電気

手続き先 中国電力株式会社 浜田営業所  
(黒川町 129 番地の 5) 電話 0120-312-802 など

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	<p>契約している電力会社へお問い合わせください。各契約会社へ直接連絡し、手続きを行ってください。</p> <p>※お問い合わせをされる際に、電気の契約番号のわかるもの（電気のご使用量のお知らせ、領収証など）をご用意されておくとスムーズです。</p>

## ガス

手続き先 各契約会社

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	<p>各契約会社へ直接連絡し、手続きを行ってください。</p> <p>※お問い合わせをされる際に、「検針結果のお知らせ」などに記載されています契約番号（お客様番号）をご用意されておくとスムーズです。</p> <p>※閉栓の場合（ガス管撤去）や即日未払いの使用料をお支払いされたい場合など、立会いが必要な会社もありますので、ご連絡された際にご相談ください。</p>

## 新聞

手続き先

各最寄りの販売店

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	名義変更・解約 未払い分の精算	契約者が亡くなられたこと、自分が相続人であることを上記へ直接お伝えください。 ※「名義変更」の場合、支払い方法として新しい契約者となられる方の引き落とし口座の情報も必要となる場合があります。 ※「解約」の場合、契約内容が定期購読でまだ契約期間が残っている場合、違約金を求められたり、期間満了まで解約ができないケースもあります。

## 運転免許証

手続き先

西部運転免許センター（竹迫町 2385 番地 3）  
電話 23-7900 ☆受付時間有

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	返納手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の運転免許証（有効期限内のもの）</li> <li>亡くなられたことがわかる住民票の写し（除票）、除籍抄本など</li> </ul> ☆月～金 8:30～11:00・13:00～16:00 土 お休み 日 10:00～11:30・14:00～15:30

## 県営住宅

手続き先

島根県住宅供給公社 浜田住宅管理事務所  
（竹迫町 1901 番地 35） 電話 25-0535

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	新借主の届出  借りている家族が亡くなられた場合、異動者の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>新借主の印鑑登録証明書</li> <li>亡くなられた方の死亡年月日の記載のある住民票の写し（除票）</li> <li>新借主の所得・課税証明書（非課税の場合）など</li> </ul> 上記へお問い合わせください。

## 浄化槽（変更・休止）

手続き先  
浜田保健所 環境保全課  
電話 29-5560

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	使用者（管理者） 変更届	●管理者変更届 ・新たに住宅所有者（管理者）となる方の印鑑
<input checked="" type="checkbox"/>	休止届	●休止の連絡 ・浜田保健所へ電話連絡をください。

## 浄化槽（支払い・口座）

手続き先  
公益社団法人島根県浄化槽  
普及管理センター松江支所  
電話 0852-24-8165  
(浜田支所は検査員のための配置)

チェック欄	主な手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	未払い検査料の支払	●検査料の払い忘れや、新たに口座振替を 届出される場合
<input checked="" type="checkbox"/>	口座振替依頼書	・振替口座がわかるもの（通帳等） ・口座名義人の印鑑（通帳届出印） 詳細は上記へお問い合わせください。

## 浄化槽（管理会社との契約）

手続き先  
契約をしている民間の  
浄化槽管理会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/>	民間の浄化槽管理 会社と保守点検・ 清掃契約している 場合、契約者の変更	・新たに住宅所有者（管理者）となる方の印鑑など

## 石見ケーブルテレビ

手続き先

石見ケーブルビジョン株式会社  
電話 23-4883

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	利用者変更手続き 口座変更 休止手続き 解約手続き 未払い利用料の支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者変更手続きや新たに口座振替を届出される場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替を行う通帳、通帳届出印</li> </ul> </li> <li>※郵送または来店での手続きとなります。電話による手続きはできません。</li> <li>●休止、解約手続き               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記へ直接お電話ください。</li> </ul> </li> <li>※口座振替の場合、毎月27日振替前払い式です。休止、解約の場合は速やかにご連絡ください。</li> <li>※石見ケーブルビジョンのホームページの各種手続きという項目をクリックすると、お問い合わせ入力フォームからも手続き可能です。</li> </ul>

## 図書館利用者カード

手続き先

市内で利用者登録をしている図書館

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	貸出中の図書がある場合は返却登録の抹消	貸出中の図書がある場合は、速やかに返却してください。 亡くなられたことを図書館受付でお伝えください。

## その他契約

手続き先

各契約会社

チェック欄	手続き	必要なもの・注意事項
<input type="checkbox"/> /	債務の承継  契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●亡くなられた方の名前で、金銭を借りている場合（奨学金、銀行、金融公庫等からの借入など）契約の相手方にご連絡ください。</li> <li>●置き薬や牛乳個別配達など定期的な支払いがある契約については、契約の相手方にご連絡ください。</li> <li>●年会費を支払っているものがあれば、お手続きください。</li> </ul>

## 証明書、戸籍謄本等 を取得される方へ

浜田市以外の自治体に戸籍を請求される場合など、  
お困りの際は、お気軽にお問い合わせください

手続き先

総合窓口課（電話 25-9400）	または
金城支所市民福祉課	電話 42-1235
旭支所市民福祉課	電話 45-1434
弥栄支所市民福祉課	電話 48-2656
三隈支所市民福祉課	電話 32-2807

## 住民票の写し・住民票の写し（除票）

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> /	本人確認資料 (運転免許証など)  1通300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。                          世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、住民票コードなどの記載が必要かどうか、提出先にご確認の上ご請求ください。                          亡くなられた方の個人番号入りの住民票は交付できませんのでご了承ください。</li> <li>●相続の手続きにおいて、亡くなられた方の死亡年月日が載った住民票の写し（除票）や相続人の方の住民票が必要となることがあります。</li> </ul>

# 戸籍謄抄本

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<p>本人確認資料 (運転免許証など)</p> <p>戸籍全部 (一部) 事項証明書 1通 450 円</p> <p>除籍全部 (一部) 事項証明書 1通 750 円</p> <p>改製原戸籍、 除籍謄抄本 1通 750 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍謄抄本等の請求は、本籍地に行ってください。</li> <li>●死亡届を提出されたら、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。お急ぎの場合はご相談ください。</li> </ul> <p>※他市に死亡届の内容を確認したり、他市から本籍地である浜田市に死亡届が郵送される場合など、お時間がかかることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●亡くなられた方の配偶者、直系尊属 (両親・祖父母) または卑属 (子・孫) 以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。(目的によって不要な場合もあります。)</li> </ul> <p>個別に遺言書をお持ちである場合、または生命保険等の受取人に指定されている場合など、遺言書や生命保険証書など相続関係を確認できるものの提示を求めることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●どのような戸籍が必要かは、提出先にご確認の上、請求してください。コピー (複製) の提出が可能なところもあります。</li> </ul> <p>(例) 亡くなられた方の 出生から死亡までの一連の戸籍          亡くなられた方の 18 歳から死亡までの一連の戸籍          (女性であれば 16 歳)          亡くなられた方の 婚姻から死亡までの一連の戸籍          亡くなられた方の 死亡年月日の載っている戸籍          亡くなられた方と 相続人の関係がわかる改製原戸籍          相続人の 現在の戸籍 (全部事項証明書) など</p>

※戸籍は1通で生涯をすべて表しているものではなく、昔の戸籍は戸主 (現在の筆頭者) が代わる度に、また法改正の度に新たに戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。

## 戸籍の附票

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/>	本人確認資料 (運転免許証など)  1通300円	<ul style="list-style-type: none"><li>●戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で記録していく住所履歴です。</li><li>●附票の請求は、本籍地に行ってください。請求の際は、誰のどの住所からどの住所までの附票が必要か示してください。</li></ul> <p>※長年変更していない土地等の登記情報や、先代名義の車の登録抹消手続きなど、昔の住所を記載した附票が必要になる場合があります。</p>

※住民票の写し

電子記録されたものを住民票と呼び、証明書として交付するものは、正式には、住民票の写しという表現になります。  
住民票の写しのコピーとは、文字通りコピーしたものです。

## 死亡届（死亡診断書）記載事項証明書

チェック欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/>	<p>本人確認資料 (運転免許証など)</p> <p>1通350円</p> <p>提出先を確認するための資料 (簡易保険証書・年金証書など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡届提出前に葬儀社がコピーしてくれるものとは異なります。</li> <li>●郵便局の簡易保険の請求、公的年金（厚生年金、共済年金など）にかかる遺族年金請求など死亡届（死亡診断書）記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません。</li> <li>●死亡届を提出した市役所か本籍地の市役所へ請求してください。</li> </ul>

## 印鑑登録証明書

チェック 欄	必要なもの	留意事項
<input type="checkbox"/> /	本人確認資料 (運転免許証など)  印鑑登録証  1通300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。</li> <li>●相続手続きでは、相続人の印鑑登録証明書が必要なケースがあります。</li> <li>●実印を登録している方は、印鑑登録証(カード)を窓口へ必ず提示してください。探しても、カードが見あたらない場合、再登録も可能です。</li> <li>●印鑑登録証(カード)があれば、委任とみなしますので、代理人でも委任状なしに印鑑登録証明書の取得が可能です。</li> <li>●浜田市で実印を登録していない方は、写真付きの本人確認資料(運転免許証、マイナンバーカードなど)、登録したい印鑑、登録料300円をお持ちいただくと、即日登録ができます。(ご本人登録の場合に限る)</li> </ul> <p>※写真付きの本人確認資料がない場合や、ご本人が登録に来られるのが難しい場合など、個別にご相談ください。</p>





## 委任状に関するご案内

死亡にともなう手続きにおいて、戸籍謄抄本等・住民票の写し・税に関する証明書の請求、年金手続きなどを亡くなられた方の相続人が行うことが困難な場合、委任状があれば代理人が行うことが可能です。

次のページに委任状の記入例を掲載していますので、参考にしてください。

委任状の用紙については、クリヤーポケットに綴じていますので、委任者が代理人の名前などもすべて記入・押印の上、ご利用ください。

委任状が必要なケースか判断に困られた場合は、お手数ですが下記の問い合わせ先までご相談ください。

### 委任状の様式(いずれもクリヤーポケットに綴じてあります)

#### ◎浜田市長あて委任状 死亡に関する手続き用 市役所用

任意の様式でも要件を満たしていれば、使用できます。

#### ◎日本年金機構あて委任状 年金事務所用

年金手続きを行う委任状については、定められた様式があります。年金事務所用の委任状は、市役所保険年金課で配布または年金機構のホームページからも印刷できます。

また、任意の様式でも要件を満たしていれば、使用できます。

#### 問い合わせ先

- 戸籍謄抄本等・住民票の写しについて  
総合窓口課 0855-25-9400
- 税に関する証明書について  
税務課 0855-25-9230
- 固定資産税に関する証明書について  
資産税課 0855-25-9233
- 年金手続きについて  
保険年金課 0855-25-9411
- 浜田年金事務所 0855-22-0670

花子が死亡し、夫 浜田太郎が各種手続きを島根大地に委任する場合

記入例

注意  
事項  
※必ず委任者(頼む方)が委任者欄、代理人欄、委任事項もすべてを記入し  
原本を提出してください。  
※窓口に来られる代理人は、本人確認ができる身分証明書等の提示をお願いします。  
※記入事項について、委任者(頼む方)へ電話で確認させていただくことがあります。

死亡に関する  
手続き用

委任状

浜田市長 様

〇年〇月〇日 作成

委任者(頼む方)

住所 島根県浜田市殿町13番地

氏名 浜田 太郎 生年月日 大正 昭和 20年6月23日

日中連絡可能な電話番号 090-XXXX-XXXX

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所 浜田市殿町89番地

氏名 島根 大地

委任事項(委任する事項に  を付け、必要事項を記入してください)

※

私の 妻 である 浜田 花子 の死亡に伴う相続手続きに必要な  
(例： 母 三隅 正子 )

戸籍(除籍、改製原戸籍)の謄抄本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限

浜田 花子 の死亡診断書の写しの交付申請及び受領に関する権限

郵便局の簡易保険の請求、公的年金(厚生年金、共済年金など)にかかる遺族年金請求など  
死亡届(死亡診断書)記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません  
(簡易保険証書、年金証書等で提出先を確認させていただきます)

浜田 花子・良子 の市税に関する証明書及び交付申請及び受領に関する権限

所得・課税証明書 (良子分) 平成31年度(平成30年分) 1通

相続手続き用：固定資産税に関する証明等 平成31年度(花子分) 1通

(土地：全部・一部 浜田市殿町13番 浜田市殿町22番) (家屋：全部・一部)

※相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。  
固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度の証明書に替わります。

職員チェック欄

死亡者と委任者の相続関係 担当  
※ 総合窓口課で確認済

妻 花子死亡にともない、夫 浜田太郎が手続きするのが困難なため、島根大地に年金関係の手続きを委任する場合

# 委任状

## 記入例

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

委任日 令和〇〇年 〇月 〇日

### 【受任者(来所される方)】

フリガナ	シマネ 大地	委任者(ご本人)との関係	甥
氏名	島根 大地		
住所	〒 697 - 0027 電話 ( 080 ) XXXXX - XXXXX 浜田市殿町123番地4		

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

### 【委任者(ご本人)】

基礎年金番号	3 5 8 2 - 1 4 7 2 5 7	基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。	
フリガナ	ハマダ タロウ	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和
氏名	浜田 太郎 (旧姓 )		20 年 6 月 23 日
		性別	男 ・ 女
住所	〒 697 - 0027 電話 ( 080 ) XXXXX - XXXXX 浜田市殿町13番地 上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。		
委任する内容 (必ずご記入ください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的にご記入ください。 1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて (裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) <input checked="" type="radio"/> 5. 死亡に関する手続きについて (注) 6. 国民年金の加入手続きについて 7. 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について 8. その他 (委任する内容を具体的にご記入ください) ( ) ○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する (注) 「 5. 」の場合、以下に亡くなられた方についてご記入ください。		
	基礎年金番号	3582-147258	委任者(ご本人)との続柄 妻
	氏名	浜田 花子	生年月日 明・大・昭和・平・令 20 年 10 月 1 日

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

## 相続登記に必要な書類について

松江地方法務局浜田支局

☎ 0855-22-0959

### 必要な書類

#### ①相続を証する書類

- ・被相続人(亡くなられた人)の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本または抄本
- ・被相続人の戸籍の附票または除かれた住民票の写し  
☆戸籍謄本等は本籍地の市区町村役場に請求

#### ②特定の相続人が相続する場合

- ・遺産分割協議書  
☆相続人間で協議して作成(印鑑証明書付)
  - ・遺言書  
☆自筆遺言書の場合は、家庭裁判所で検認手続が必要です。
  - ・特別受益証明書  
☆特別受益者である相続人が作成(印鑑証明書付)
- ※上記3つ全てが必要とは限りません。相続の形態によって必要でないものもあります。

#### ③住所証明書(住民票の写し)

- ・新たに所有者となる相続人の方のみ。

#### ④固定資産評価通知書等

- ・相続登記を申請される当該年度のものが必要です。

#### ⑤その他必要なもの

- ・登記申請書
- ・相続関係説明図
- ・登録免許税

相続登記の手続については、お近くの司法書士に依頼することが可能です。  
司法書士に関することは、島根県司法書士会まで問い合わせください。

☎ 0852-24-1402

## 相続税についてのお知らせ

相続税は、個人が被相続人(亡くなられた人のことをいいます)から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

被相続人から相続などによって、財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額(相続財産等の合計額)が、**遺産に係る基礎控除額**を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人が亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

**詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。**

### 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)には、相続税の概要を説明したリーフレットや相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「**タックスアンサー**」もご利用いただけます。

### 電話相談センター

相続税に関して、一般的な相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください(最寄りの税務署【浜田税務署:0855-22-0360】に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択した後、相談内容に応じて番号(相続税の相談の場合は「3」)を選択してください)。

### 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士会連合会ホームページ内「**税理士情報検索サイト**」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

税務署の電話番号等一覧

島根県

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
松江	松江市向島町134番10 (松江地方合同庁舎)	0852-21-7711	松江市、安来市
大東	雲南市大東町飯田86番7号	0854-43-2360	雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲	出雲市塩冶善行町13番地3 (出雲地方合同庁舎)	0853-21-0440	出雲市
石見大田	大田市大田町大田イ289番地2	0854-82-0980	大田市
浜田	浜田市殿町1177番地	0855-22-0360	浜田市、江津市、邑智郡
益田	益田市元町12番11号	0856-22-0444	益田市、鹿足郡
西郷	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 (隠岐の島地方合同庁舎)	08512-2-0350	隠岐郡

自動音声によりご案内いたします。税金に関する一般的なご質問やご相談の方は「1」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると「電話相談センター」につながり、職員が相談をお受けします。

くらしのサービスガイド

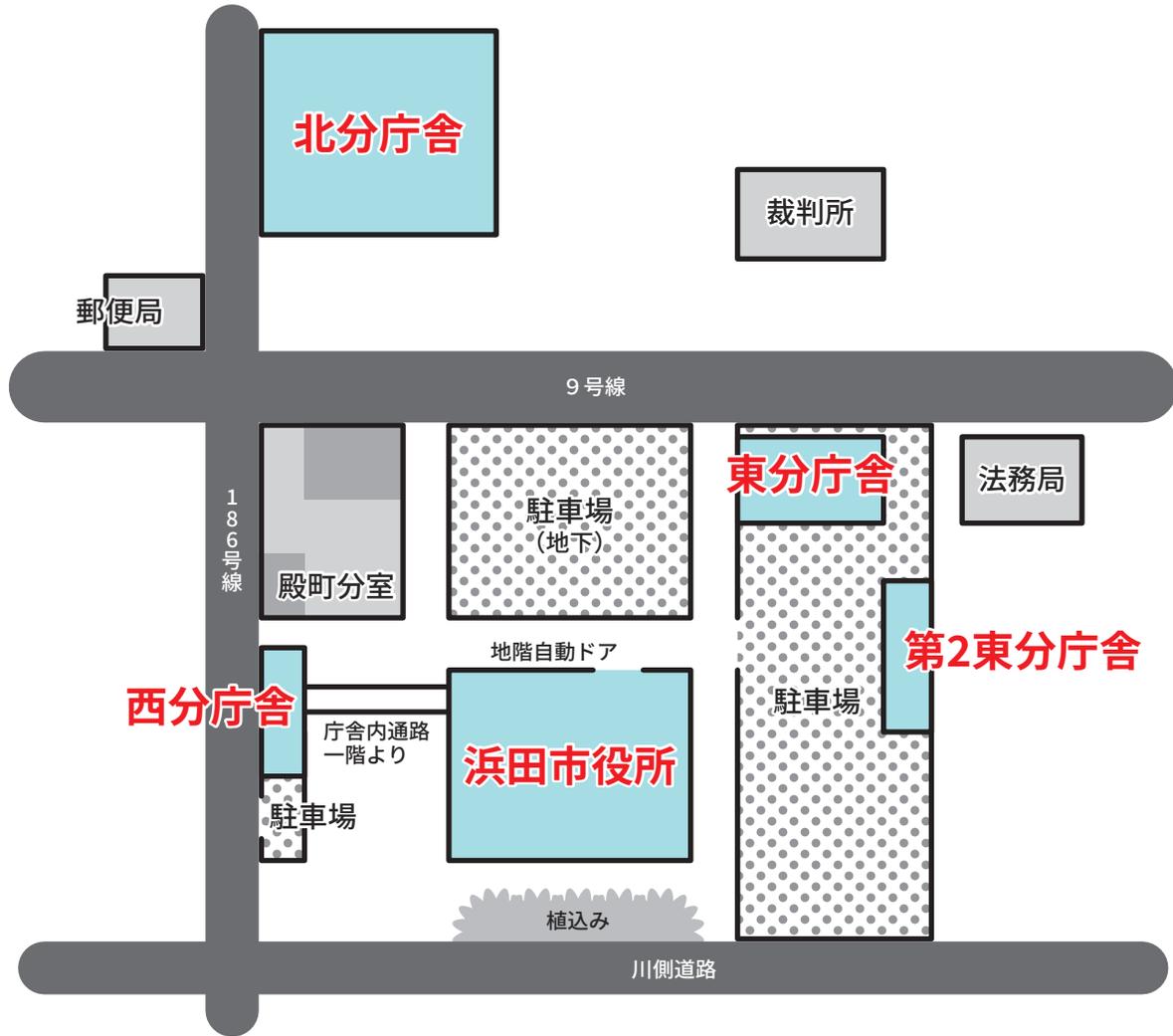
内 容	日 時	場所・連絡先
法律相談(要予約)	毎週金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00	市役所北分庁舎1階 石見法律相談センター TEL:22-4514
<b>法テラス</b> 法トラブルに関する 情報提供	月~金曜日 9:00~21:00 土曜日(コールセンターのみ) 9:00~17:00	法テラス島根 TEL:050-3383-5500 コールセンター TEL:0570-078-374
<b>法テラス</b> 法律相談(要予約)	月~金曜日 9:00~17:00	法テラス浜田法律事務所 TEL:050-3383-0026
相続・遺言・任意後見・ 離婚給付(養育費など)・ その他各種契約等公証 法律相談(要予約)	月~金曜日 9:00~16:30 原則 第4日曜日 10:00~15:00	いわみーる2階 浜田公証役場 TEL:22-7281
外国人に関する無料法律 相談(要予約) ・外国人に関する一般 相談もあります。	第4水曜日 13:00~16:00  (一般相談) 月~金曜日 9:00~17:00	島根県立大学内 (財)しまね国際センター西部支所 TEL:28-7990
消費生活相談	月~金曜日 10:00~15:00	市役所本庁舎2階 消費生活相談室 TEL:23-3160
登記無料相談(要予約)	月・水・金曜日 9:00~16:00	松江地方法務局 浜田支局 TEL:22-0959
行政・人権相談	毎週水曜日 10:00~12:00 13:00~15:00	市役所本庁舎1階 市民相談室
人権相談	月~金曜日 8:30~17:15	松江地方法務局 浜田支局 TEL:22-0959
交通事故相談 交通事故相談員による 無料相談	毎週水曜日 9:00~12:00 13:00~16:00	浜田合同庁舎1階 島根県交通事故相談所 浜田相談室 TEL:29-5563

自死遺族に関する相談

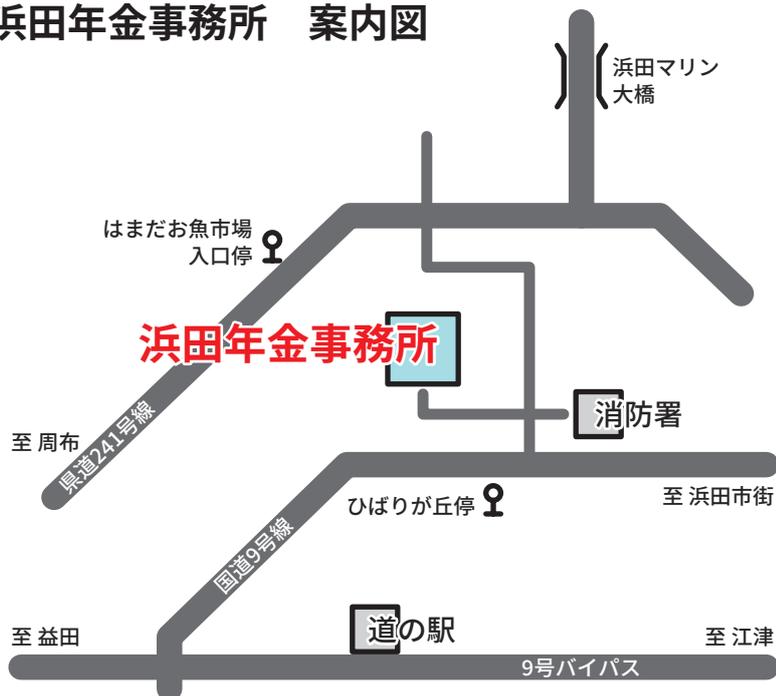
相談窓口	内 容	電話番号	受付時間等
自死遺族専門相談ダイヤル (島根県立心と体の相談センター)	個別相談	0852-21-2045	月曜~金曜8:30~17:15 (祝日、年末年始は除く)
自死遺族自助グループ 「しまね分かち合いの会・虹」	遺族に よる相談	090-4692-5960	24時間

※祝日の場合は、各連絡先にお問い合わせください。

## 浜田市役所庁舎配置図



## 浜田年金事務所 案内図



年金予約専用電話  
**0570-05-4890**

市役所での手続き内容によっては、1時間以上かかる場合がありますので、年金事務所の予約は時間に余裕を持っておとりください。お願いします。

発 行 浜田市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 令和7年4月作成

- 本冊子は、冊子内に広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。
- 広告主及び広告内容を浜田市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、直接広告主へお問い合わせください。
- 行政の業務に関するお問い合わせは、浜田市役所各担当課までお問い合わせください。

※掲載内容は、令和7年4月現在のものです。発行後、制度改正などにより、内容が変更になる場合もありますのでご了承ください。

